

重要事項説明書
(訪問介護型サービス事業)

訪問介護型サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人おかげさま
主たる事業所の所在地	千葉県南房総市千倉町南朝夷1661
法人種別・名称	社会福祉法人
代表者名	理事長 松永 平太
電話番号	0470-44-6600

2 利用事業所

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション そよかぜ
指定番号	1278800543
所在地	千葉県南房総市千倉町南朝夷1661
営業日及び営業時間	営業日 日～土 / 営業時間 8:30～17:30
電話番号	0470-40-1411

* 12月30日～1月3日の利用についてはご相談ください。(原則、身体介護)

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を安心して営むことができるよう、入浴・排泄・掃除・調理等の生活全般にわたる援助を行います。
運営の方針	事業の実施に当たっては、関係する市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止のため、総合的なサービスの提供に努めます。

4 ご利用事業所の職員体制 (令和7年4月現在)

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		介護福祉士	1名			1名
サービス提供責任者		介護福祉士	2名			2名
訪問 介護 員	介護福祉士		5名	1名		6名
	ホームヘルパー2級			1名		1名
事務職員						

5 利用料金

訪問介護型サービス	対象者	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
訪問介護型サービスⅠ (週1回程度)	要支援1・2	1,176 円	2,352 円	3,528 円
訪問介護型サービスⅡ (週2回程度)	要支援1・2	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問介護型サービスⅢ (週3回程度)	要支援2	3,727 円	7,454 円	11,181 円
初回加算		200 円	400 円	600 円
生活機能向上連携加算		100 円	200 円	300 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 22.4%			

キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止される場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日までにご連絡頂いた場合	無 料
ご利用日の当日にご連絡頂いた場合	1,500 円

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関 等	主治医氏名	
	連 絡 先	
緊急時の ご連絡先	氏 名	
	連 絡 先	〒 TEL

7 苦情申立窓口

※ 事業所名 ヘルパーステーション そよかぜ
電 話 0470-40-1411

苦情担当者 本橋 ひろみ

◆ 千葉県運営適正化委員会 (千葉県社会福祉協議会)	043-246-0294
◆ 南房総市 保健福祉部 高齢者支援課	0470-36-1152

8 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

9 身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医および他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施します。

10 衛生管理に関する事項

事業所において感染症の発生、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

11 事業継続にむけた取り組みについて

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 ハラスメントの防止・対応

事業所では、訪問介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意にそぐわない性的言動、好意的態度の要求等。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、指針をもとに即座に対応し、再発防止会議等に同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、ミーティングなどで話し合いの場を設け、訪問介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

令和 年 月 日

甲に対する訪問介護型サービスの提供開始に当たり、上記重要事項を説明しました。

(乙) 訪問介護型サービス事業者

事業所 所 在 地 千葉県南房総市千倉町南朝夷1661

事業者名 社会福祉法人おかげさま

ヘルパーステーション そよかぜ

代表者名 理事長 松 永 平 太

(事業所番号 千葉県 1278800543)

説明者 所 属 ヘルパーステーション そよかぜ

氏 名

私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

(甲) 利用者 住 所

氏 名

(甲) 代理人 住 所

氏 名